平成２１年（フ）第８７号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番３―301号
破産者　小林満智子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４号
北海道旭川市末広１条10丁目４番６号
破産者　伊藤　文夫
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６２号
盛岡市材木町６番14―305号、住民票上の住所盛岡市長田町25番21―101号
破産者　熊谷由紀子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３２号
盛岡市浅岸１丁目14番30号
破産者　佐々木ヒロ子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１２０号
秋田県山本郡三種町下岩川字向達子86番地
破産者　北林　　明
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第４７１号
茨城県水戸市八幡町６番28号
破産者　小澤　忠士
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県水戸市笠原町1256番地の19
破産者　野上　　勉
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８２号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目27番５―Ｃ―401号ときわハイツ
破産者　成瀬　道郎
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第９５号
茨城県石岡市総社１丁目12番８号鈴木住宅、破産手続開始決定時の住所茨城県小美玉市栗又四ケ2283番地14
破産者　伊勢山洋一
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２６９９号
横浜市鶴見区生麦５丁目24番20号
破産者　巴　　弘子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９６０号
神奈川県大和市下鶴間825番地１
破産者　竹本　直由
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
神奈川県藤沢市亀井野３―32―４　コーポ六会Ｂ―201、住民票上の住所神奈川県藤沢市湘南台７丁目25番地の15
破産者　柴田　豊彦
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５３号
横浜市神奈川区菅田町966番地　508号
破産者　桑原　尚徳
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３３号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南４丁目２番23号ウィズ茅ヶ崎203
破産者　高野紀美子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１１号
神奈川県藤沢市川名181番地の18　セントラルウイングウエスト107
破産者　鎌田　晟宏
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１２号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸１丁目15番25号ハイム三恵202
破産者　河野　慎一
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４号
神奈川県相模原市陽光台４丁目２番15号
破産者　星野三津志
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８１号
長野県上田市大屋174番地　北沢荘105号、破産手続開始決定時の住所長野県佐久市中込２丁目６番地18ジョイフルちくま405号
破産者　坂田　孝幸
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部